平成２８年（フ）第２６号
熊本県玉名市岩崎347番地１　高津原マンション202号
債務者　坂本　義勝
１　決定年月日時　平成28年11月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第３９号
熊本県玉名郡和水町上板楠1356番地
債務者　浦部　裕樹
１　決定年月日時　平成28年11月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第４２号
宮崎県日南市南郷町潟上2376番地９、前住所
宮崎県日南市北郷町北河内480番地５
債務者　宮野　享介
１　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第４３号
宮崎県串間市大字南方1910番地の２
債務者　武田　美穂
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第３５８号
鹿児島県鹿児島市若葉町30番６号
債務者　松本美江子
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
鹿児島県鹿児島市本名町478―10ヴァンベールＡ棟101号室、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町8884番地５（サピーブライトＳＢ棟102号）
債務者　夏迫　　勇
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７号
沖縄県石垣市字登野城521番地　カーサデソル202
債務者　小浜　静香
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第９４号
宮城県大崎市古川小野字一観寺８番地２
債務者　武田　義行
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
兵庫県伊丹市野間４丁目９番20―101号、前住所兵庫県伊丹市野間７丁目13番11―102号
債務者　井上　美里
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
兵庫県宝塚市泉町８番３―304号
債務者　大矢美紀子
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５８８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目11番20号　ハイツ大上207、前住所兵庫県尼崎市西昆陽３丁目２番５号　ビューラー藤木103号
債務者　中内　奈緒
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０６号
兵庫県西宮市今津真砂町１番12―105号
債務者　篠木　香織
１　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８０号
広島県呉市広本町１丁目13番７―501号
債務者　西橋　五郎
１　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第８２号
広島県呉市倉橋町4445番地
債務者　石森　幸則
１　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１４６号
宮崎県延岡市伊達町１丁目17番地３
債務者　玉木　大雄
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８７８号
神戸市中央区花隈町５番21―725号
債務者　小池　郁奈
１　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部